

いたしすすめば、その成立した後にあり予備費
 補充ありはくり戻しをせういたしたと思
 ったありす。所管の建設本員合あるいは監
 査本員さんにも自分にお前し申しあげなかつた
 リ、また事務的に採用の手続をとるべきであ
 るのに本日どうしたと云ふことは本堂に申し
 つけられたい。今後どう云うことのはり子
 うに取負せし分監督したしと云う、今後どう
 なるに事態の起るべきにたいと思つてありす
 うく、と審議の阻害にはなりと云う、前にか
 決りなくお前し申しあげます。本と市場時
 別合討予算に云うと云うした点を、お食みした
 いたす、今目に限る二讀下は措置せしと云
 いたしたくすすようお前し申しあげます。二答
 守の補充といいたしす。



の問題ば了解を得られしにか、ただ今子で
 の間、二のようは二と云うやうなから措置せし
 るいはかつたと云う、課長の責任というものは
 ほうりこぼしはけいふはうはない、というの
 かの課長が二百名の取負せしと云う、三十七
 子の明日にも市にはなると云う、下所帯を今運動
 せしめるわけと云う、子と云う、先ほどの
 私の一般質問でも、場の問題に云う、は、理事
 者にお願ひする、あるわけと云う、子と云う、
 最中に、お前し申しあげた、子と云う、
 したと、現在運動せし、いながら、二、三、
 ほうりこぼす、知らうない、かうと云う、知
 はんとかい、決りをする、と云う、根拠は、一、
 いたしたく、新しい市に何と云う、自他と云う、
 あると云う、自覚の、と云う、ヤ、と云う、いた
 したく、た、と云う、

○議長（石川信義君）以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案第四十三号は建設委員会には既に詳細な審議を願うことにいたしました。と思っております。二議案についてはおせんか。

○議長（石川信義君）二議案はしつと呼ぶ者ありし。

議案第四十三号は建設委員会には既に決することにした。決定いたしました。

はお委員会今の審査報告は本会期中にお願

○議長（石川信義君）日程第九議案第四十四号昭和四十

四年度福生け福生都市計画区域福生地区再整理事業特別会計補正予算第一号を議題といたします。

事務局長とく議案の朗読をいたします。

福生町議会

（訂正）

朗読の前に訂正がおりますので訂正を願います。

二頁の「加美平地区事業費」を

「三 武蔵野台地区事業費」に、補正前の

額「五十九万二千四百七十九円」を

「五十九万三千四百七十九円」を

「五十九万四千四百七十九円」に訂正願います。

つぎに五頁の「加美平地区事業費」を

「加美平地区事業費」に、目の中「一

加美平地区事業費」を「二 武蔵野台地区

事業費」に、補正前の額「五十九万二千

四百七十九円」を「五十九万四千四百七

十九円」に訂正願います。説明の欄の「加美平地区保留地処分金還付金」を

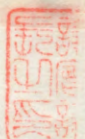
「武蔵野台地区保留地処分金」に訂正





つぎ子とては武蔵野官関係でございまして、議
 各社の二協カにありまして武蔵野官地区区画整理
 事業も順調に進んでおりまして、この間、
 子とて本手でもうございまして武蔵野官の関保に
 つぎ子とては終了するにございまして、
 今二区画整理事業費といたしましては保留地を
 分譲し、事業費に充てられまして、そのうち
 四十三号三月三十一日に新都市建設に保留
 地を分譲したすゆけでございまして、そのうち
 却を付か買いかとし、子とて福生社の閉店に
 分譲するといふことになり、二に本予算案を
 提出し、ご了解をお願い申しあげます、
 ます。

この場からございまして、武蔵野の官
 の東福生駅の北側に二ノリに工業といふのが



二ノリ子とて、その南側に区画整理で九街
 区二ノリ保留地があるゆけでございまして、
 この二ノリ区画整理でございまして、
 ナニ平方米を、社から買いかとし、子とて、
 の資金とて、可上りしたゆけでございまして、
 二に過手度措置といたしまして、元買現金、
 いめゆる保留地、分金とて、可上りした、
 ぬにおきまして、武蔵野官の償還とて、金と
 とて、子とて、ナニナニナニを可上りした
 ありまして、
 以上商會でございまして、本予算案につぎま
 る二ノリ保留地、あがたゆけでございまして、
 武蔵野官の償還とて、金とて、説明にかえ
 ございまして、
 以上で提案理由の説明は終了し
 ました。

「おとろく」で「習議」を賜り「子」を「二」決定くだらるよう
 お願ひ申し「お」子「を」説明したいにします。
 ○議長（佐川信美君） 以上で「提案理由」の説明は終了に
 します。

「二」より「本案」に対する「質疑」を行ないます。
 「要議」は「し」と呼ぶ者あり」

○議長（佐川信美君） 以上で「質疑」を終ります。
 「お」は「かり」に「し」ます。議案「四」十五号は「原案」
 とおり決するに「ご」要議「ご」い「し」ませんか
 「要議」は「し」と呼ぶ者あり」

○議長（佐川信美君） 「ご」要議「は」し「と」認め「ま」す。よつて議
 案「四」十五号は「原案」どおり「決」した「し」ました。

○議長（佐川信美君） 「お」は「かり」に「し」ます。 本日の会
 議時間には「午後」時「ま」ど「は」つ「く」おり「ま」す「が」、議
 事のついで「に」あ「う」か「じ」め「延」長「し」た「し」と思「い」ま「す」が、

「二」に「ご」要議「を」い「し」ませんか、

「要議」は「し」と呼ぶ者あり」
 ○議長（佐川信美君） 「ご」要議「は」し「と」認め「ま」す。よつて
 本日の「会議」時間には「延」長「する」こと「に」決定「し」た「し」ま
 した。

○議長（佐川信美君） 日程「オ」ナ「ー」、議案「四」十五号「東
 京都」市「の」存「し」ず「平」委員「会」を「共同」設置「する」こと「が」
 本団体「の」趣「意」の「増」加「及び」東京「都」市「の」存「し」ず「平」委員
 会「の」共同「設置」趣「意」の「変更」に「つ」いて「議」題「と」な「り」に「し」ま
 した。
 ○議長（佐川信美君） 「お」は「かり」に「し」ます。

本案「に」つ「き」は「朗」読「を」省略「し」、ただ「た」け「に」提案「理
 由」の「説明」を「求」め「たい」と思「い」ま「す」か「二」に「ご」要議「ご」い
 「し」ませんか、

「要議」は「し」と呼ぶ者あり」
 ○議長（佐川信美君） 「ご」要議「は」し「と」認め「ま」す。よつて本

公平委員会の組織は三名でございまして、
 かつは春日市の横田重太郎は、
 氏、大和市の世田菊次郎の三名の方をお願い
 してございまして。二名は協賛として七月
 日から施行

するとありましたが、やはり今月いっぱいには事務的
 続きをさせます。東京都に届出ることを加へ
 るわけを二つします。そう言うために知事の許可
 という事項は二ついせんが、関係は定はみせろ
 うと云々議決をいたしたと云うものゝ二つします。
 ひとつは二つ議決をいたしたと云うものゝ二つ定
 りお願ひ申しあげます。
 ○議長(石川信義君) 以上を提案理由の説明は終り
 した。

二つより本案に好する賛成を行ないます。
 (一) 賛成はこと呼ぶ者あり
 ○議長(石川信義君) 以上を賛成を終ります。

おはかりいたしました。
 ありするに二つ議決ありせんか
 (一) 賛成はこと呼ぶ者あり
 ○議長(石川信義君) 二つ議決はこと認めます。
 以上を議決



案が四十六号は原案とありお決りいたしました。

○議長(石川信義君) 日程が十二推せんが一号「福生町農
 業本員会本員の推せん」に付てを議題といたします。

おはかりいたしました。本推せん案のウチ本村田君
 推選に付ては現職の議員がおり、一身上に關する
 ものとして自分では有す七条の規定により除け
 したと思ひますか二つに二つ議決二ついたします。

(一) 賛成はこと呼ぶ者あり
 ○議長(石川信義君) 二つ議決はこと認めます。ふつ森
 田君推選に付ては除けする二つに決定いたしました。

(一) 一番森田君退場
 ○議長(石川信義君) 事務局長を二つ推せん案の朗読を
 いたします。
 (島田謙介事務局長朗読) 省略